

身体拘束廃止について

【身体拘束廃止についての委員会の開催と周知について】

身体拘束検討委員会を毎月開催し、職員全員が参加している。欠席者がいた場合は議事録を確認し内容の周知をしている。

【指針の整備について】

身体拘束をしない。

身体拘束排除マニュアルを活用し、職員の身体拘束排除に対する理解を深める。

【研修の実施について】

年1回の身体拘束廃止について外部の動画を用いた研修を実施。

【担当者の設置について】

身体拘束廃止担当者（島田敦子）